

教職課程コアカリキュラム参考資料（案）

- P. 1 目次
- P. 2 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について
- P. 4 教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について
- P. 8 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の検討経過等について
- P. 9 見直しのイメージ（小学校・中学校・高等学校・幼稚園）
- P. 13 教職課程コアカリキュラム作成にあたってのカリキュラムマップ（イメージ）
- P. 14 コアカリキュラムを作成する事項と対象学校種
- P. 15 教職課程の教育内容とコアカリキュラムとの関係（イメージ）

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について

平成28年8月2日
初等中等教育局長決定

1. 検討会の目的

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成27年12月21日)において、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)を関係者が共同で作成することで、教員養成の全国的な水準の確保を行っていくことが必要であることが提言されたことを踏まえ、教職課程で共通的に身につけるべき最低限の学修内容について検討することを目的とする。

2. 検討事項

- (1) 教職課程コアカリキュラムの在り方について
- (2) その他

3. 検討会の構成

- (1) 別紙の委員により検討を行う。
- (2) 必要に応じ、ワーキンググループを設置して検討を行うことができるものとする。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者から意見等を聴くことができるものとする。

4. 検討期間

検討の実施期間は、平成28年8月19日から平成30年3月31日までとする。

5. その他

有識者検討会の庶務は、初等中等教育局教職員課で行う。

(別紙)

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会 名簿

牛 渡 淳	仙台白百合女子大学長
坂 越 正 樹	広島大学大学院教育学研究科教授
渋谷 治 美	放送大学特任教授 (埼玉学習センター所長)
杉 野 剛	国立教育政策研究所所長
高 岡 信 也	独立行政法人教員研修センター理事長
高 野 敬 三	明海大学副学長
出 口 利 定	東京学芸大学長
見 上 一 幸	宮城教育大学長
横 須 賀 薫	十文字学園女子大学長
渡 邊 直 美	川崎市教育長

(オブザーバー)

小 原 芳 明	玉川大学長
無 藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

50音順 (敬称略)

教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について

平成28年12月12日
教職課程コアカリキュラムの
在り方に関する検討会決定

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について3.(2)の規定に基づき、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)の下に、教職課程の目標設定に関するワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を次のとおり設置する。

1. 検討事項

教育職員免許法施行規則に規定する教職課程の各科目に含めることが必要な事項について、その全体目標、一般目標、到達目標等について、専門的な検討を行う。

2. ワーキンググループの構成

以下のワーキンググループを設置する。

- ①第1ワーキンググループ(教育の基礎的理解に関する科目及び教科の指導法に関する科目等に関する検討)
- ②第2ワーキンググループ(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目等に関する検討)

3. 委員

- (1) ワーキンググループに属すべき委員は、検討会の座長が指名する。
- (2) ワーキンググループに検討会の座長の指名により主査を置くものとする。
- (3) 主査に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

4. 設置期間

ワーキンググループは、1の検討事項に関する検討が終了したときに廃止するものとする。

5. 検討会への報告

- (1) ワーキンググループの検討状況は適時に検討会へ報告するものとする。
- (2) 検討会からの求めがあったときは、ワーキンググループの検討の経過を検討会に報告するものとする。

6. その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、初等中等教育局教職員課で行う。
- (2) この規程に定めるもののほか、議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定めるものとする。

(別紙)

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ（第1ワーキンググループ） 名簿

一木 薫	福岡教育大学准教授
遠藤 貴広	福井大学准教授
太田 光洋	和洋女子大学教授
粕谷 恭子	東京学芸大学教授
北神 正行	国士舘大学教授
酒井 朗	上智大学教授
坂越 正樹	広島大学大学院教育学研究科教授
佐々 祐之	北海道教育大学教授
関戸 英紀	横浜国立大学教授
野崎 武司	香川大学教授
葉石 光一	埼玉大学教授
藤井 基貴	静岡大学准教授
古屋 恵太	東京学芸大学准教授
森山 賢一	玉川大学教職大学院教授
本 凶 愛実	宮城教育大学大学教授
和泉 研二	山口大学教授
渡邊 正樹	東京学芸大学教授
吉田 成章	広島大学准教授

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ（第2ワーキンググループ） 名簿

赤 沢 早 人	奈良教育大学准教授
岩 立 京 子	東京学芸大学教授
岡 上 直 子	十文字女子学園大学教授
長 田 徹	国立政策研究所総括研究官
神長 美津子	國學院大學教授
渋谷 治 美	放送大学特任教授（埼玉学習センター所長）
高 橋 純	東京学芸大学准教授
高 旗 浩 志	岡山大学教授
高 木 展 郎	横浜国立大学名誉教授
谷 田 増 幸	兵庫教育大学教授
中 野 澄	国立教育政策研究所総括研究官
奈 須 正 裕	上智大学教授
肥 後 功 一	島根大学教授
藤 田 晃 之	筑波大学教授
伏 木 久 始	信州大学教授
森 田 真 樹	立命館大学教授

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ（第1ワーキンググループ及び第2ワーキンググループ兼任） 名簿

采女 智津江	順天堂大学教授
大野 弘	東京都立戸山高等学校長
神戸 美恵子	高崎健康福祉大学准教授
土井 雅弘	埼玉県坂戸市立入西小学校校長
日根野 達也	千葉県船橋市立飯山満中学校校長
平本 正則	横浜市立浦島小学校校長

50音順（敬称略）

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の検討経過等について

●第1回 平成28年8月19日 13:00～15:00

議事(1) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の運営について

(2) 先行事例のヒアリングについて

- ・日本大学教育協会「日本大学教育協会モデルコアカリキュラム」
- ・文部科学省初等中等教育局国際教育課「英語教育コア・カリキュラム」
- ・全国大学獣医学関係代表者協議会「獣医学モデル・コア・カリキュラム」

(3) 教職課程で最低限修得すべき資質能力について

(4) その他

●第2回 平成28年9月7日 15:00～17:00

議事(1) 先行事例のヒアリング

- ・東京都教育庁「小学校教諭教職課程カリキュラム」
- ・国立教育政策研究所「教員の資質・能力及び養成段階の到達目標」
- ・技術経営系専門職大学院協議会「MOT教育コア・カリキュラム」

(2) 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について

(3) その他

●第3回 平成28年12月12日 15:00～17:00

議事(1) 教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について

(2) 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について

(3) 教職課程コアカリキュラムの活用方策について

(4) その他

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ

※平成28年12月から平成29年3月の間、
ワーキンググループを設け、各事項の検討項目について協議。

●第4回 平成29年3月27日 10:00～12:00

議事(1) 教職課程の目標設定に関するワーキンググループからの報告

(2) 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方(案)について

(3) その他

●第5回 平成29年6月29日 14:00～16:00

議事(1) パブリックコメントの結果について

(2) 教職課程コアカリキュラム(案)について

(3) その他

【小学校】

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目		※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること	8	8	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	22	22	14
		各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
		特別活動の指導法			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4	4
生徒指導の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
進路指導の理論及び方法					
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			34	10	2
			83	59	37



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目			26	2	2
			83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

【中学校】

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目			20	20	10
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	12	4
		各教科の指導法			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
		特別活動の指導法			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4	4	
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
	進路指導の理論及び方法				
	教育実習	5	5	5	
	教職実践演習	2	2	2	
教科又は教職に関する科目			32	8	4
			83	59	35



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項 □ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 □ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) □ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) □ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目			28	4	4
			83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科に関する科目			20	20
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	6	6
		各教科の指導法		
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
	進路指導の理論及び方法			
教育実習		3	3	
教職実践演習		2	2	
教科又は教職に関する科目			40	16
			83	59



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項 □ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	24	24
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 □ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ 総合的な学習の時間の指導法 □ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ヘ 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	8	8
教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)(3単位) □ ■教職実践演習(2単位)	5	5
大学が独自に設定する科目			36	12
			83	59

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

【幼稚園】

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目			6	6	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	18	18	12
		保育内容の指導法			
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	2	2	2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			34	10	0
			75	51	31



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	イ 領域に関する専門的事項 □ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		16	16	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 □ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) □ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		4	4	4
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) □ ■教職実践演習(2単位)		7	7	7
大学が独自に設定する科目			38	14	2
			75	51	31

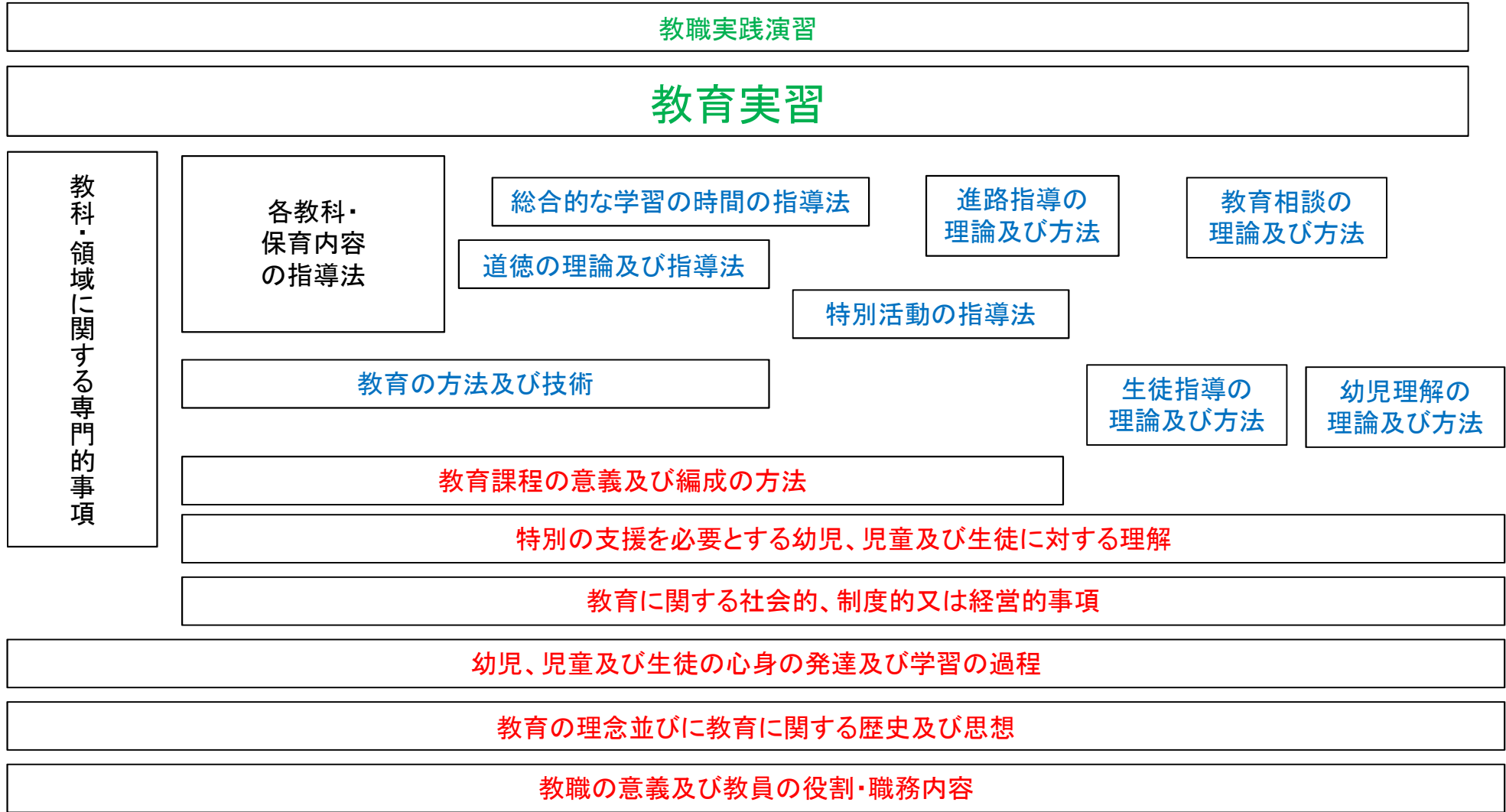
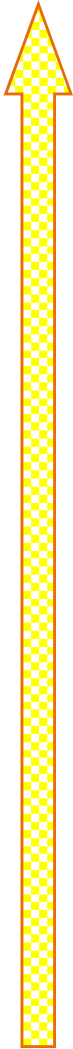
※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

教職課程コアカリキュラム作成にあたってのカリキュラムマップ(イメージ)

1年次から卒業までに知識を積み上げるイメージ



教科及び教科の指導法に関する科目
 教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

※上記はカリキュラムの一例であり大学によって様々なカリキュラムが認められている。
 ※上記以外に、大学が独自に開設する教職関係科目や卒業要件科目がある。

コアカリキュラムを作成する事項と対象学校種

科目及び各科目に含めることが必要な事項	対象学校種
教科及び教科の指導法に関する科目	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	小・中・高
領域及び保育内容の指導法に関する科目	
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼
教育の基礎的理解に関する科目	
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼・小・中・高・養・栄
教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校への対応を含む。）	幼・小・中・高・養・栄
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼・小・中・高・養・栄
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	幼・小・中・高・養・栄
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	幼・小・中・高・養・栄
教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを含む。）	幼・小・中・高・養・栄
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
道徳の理論及び指導法 ※1	小・中・養・栄
総合的な学習の時間の指導法 ※2	小・中・高・養・栄
特別活動の指導法 ※1	小・中・高・養・栄
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼・小・中・高・養・栄
生徒指導の理論及び方法	小・中・高・養・栄
幼児理解の理論及び方法	幼
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼・小・中・高・養・栄
進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	小・中・高
教育実践に関する科目	
教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を含む。）	幼・小・中・高

※1 養護教諭及び栄養教諭は、道徳及び特別活動に関する内容。

※2 養護教諭及び栄養教諭は、教育職員免許法施行規則改正に向けて検討中。

教職課程の教育内容とコアカリキュラムとの関係(イメージ)

